

A重油仕様書

規 格	A重油 日本産業規格K 2 2 0 5 1種2号
購入予定数量	契約締結日から令和8年3月31日まで、61,000 リットル。 注) 予定数量はあくまで見込みであり、保証するものではありません。
納 入 方 法	以下の地下タンクに給油すること。 給油は概ね1回当たり 6,000～14,000 リットル程度、1ヶ月当たり1～2回程度とする。(平均12,000 リットル/月) ・管理棟等 地下タンク (容量: 18,000 リットル) ・高等部棟 地下タンク (容量: 5,000 リットル)
支 払 方 法	1ヶ月毎の精算払いとする。
そ の 他	1 平日(授業日)は原則午前9時以降正午まで又は午後3時以降午後5時までの間に給油する必要があるので、発注時の指示に従うこと。ただし、児童生徒が登校しない日はこの限りでない。 2 給油時に、求めに応じて燃料の石油製品成分表を提出すること。 3 市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記基準により協議を行うことができるものとする。(価格は税抜き価格) ① 価格変動による変更契約について協議を行う基準 前回契約価格決定時の指標価格(山形県会計局会計課契約の燃料油類価格情報のA重油契約単価。以下同じ。)と現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。 ② 変更契約時の価格の算定基準 ・変更契約額(増減額)は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額(増減額)の算定においては、指標価格の増減額の小数点第2位を四捨五入するものとする。 ・入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額(端数処理による誤差を除く。)とする。 ③ 変更後の契約単価が適用される日 申し出を受理した日の翌月1日とする。 ④ その他 上記①から③の基準によりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。